

進路のしおり

～ 障害の重い子の進路 ～



障害者基本計画、彩の国障害者プラン21は障害者が地域とともに暮らし働くことをテーマにしています。障害者本人が主体的に自己選択、自己決定していく中で、よりよい生活を創造していくことが求められています。しかしながら、居宅生活支援費アンケートの意見欄にもあるとおり解決しなければならない問題も数多くあるのが現状です。また、近年肢体不自由養護学校に在籍する児童生徒の5人に1人が医療的ケアを必要とする状況になり、毎年10名以上の医療的ケアの生徒が卒業することになります。進路先となる施設、関係機関の医療体制の整備が急務になっているといえます。今回は「障害の重い子の進路」としましたが、日中の活動の場だけでなく、夜間や休日も含めた生活の質(QOL)の向上のために少しでも役立てられればと願っています。

<目次>

支援費制度アンケート集計	P.2～4
地域で生きる	
失敗する権利	P.5
自立工房「山叶本舗」	P.6～7
一人暮らしへの道	P.8
施設紹介	P.9
医療的ケア	P.10～11

埼玉県高等学校進路指導研究会 / 障害児教育部会・肢体不自由養護学校小委員会
 埼玉県肢体不自由養護学校進路指導研究会 埼玉県肢体不自由養護学校校長会



居宅生活支援アンケートから

(埼玉県内肢体不自由養護学校調査)

アンケート実施期間 平成 16 年 9 月

在籍数 913 名

回収数 467 名 (51.2 %)

支援費制度アンケート集計

1. 相談状況と申請状況

相談に行った	284 名	60.8%
申請をした	233 名	49.9%
受給者証を受けた	205 名	43.9%

アンケートの回収は昨年よりも下回ったが、相談状況と申請については昨年よりも数値を伸ばしている。

希望通りだった	174 名	84.9%
でなかった	31 名	15.1%

受給者証が希望通りでなかった内容として、弟の園の迎えの間の介護、緊急時の為の時間増、入浴介護、通院介助、日数増などが上げられていた。また、予算がないという理由で希望が通らない例があった。

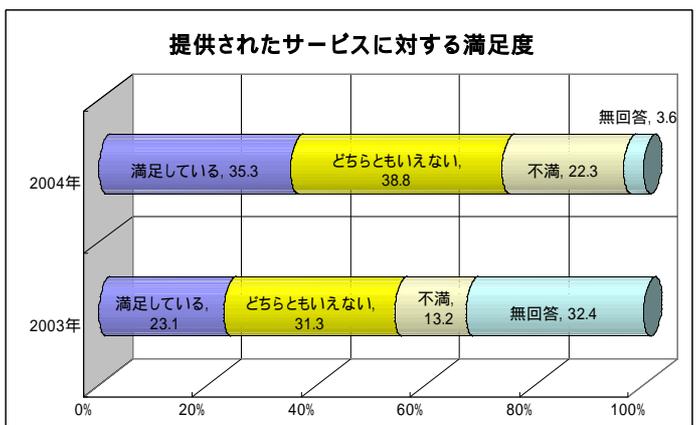
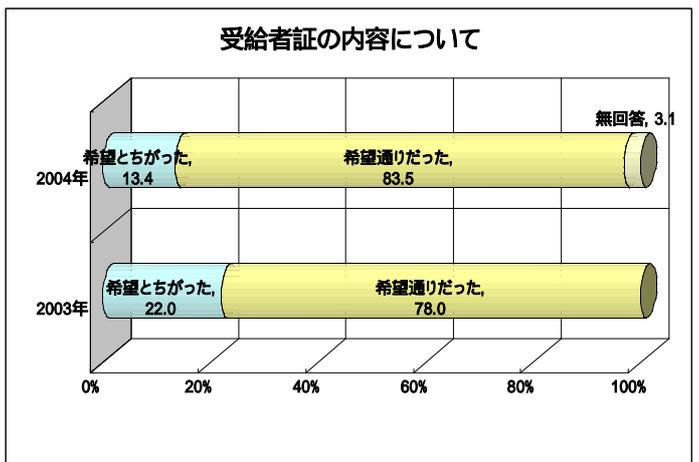
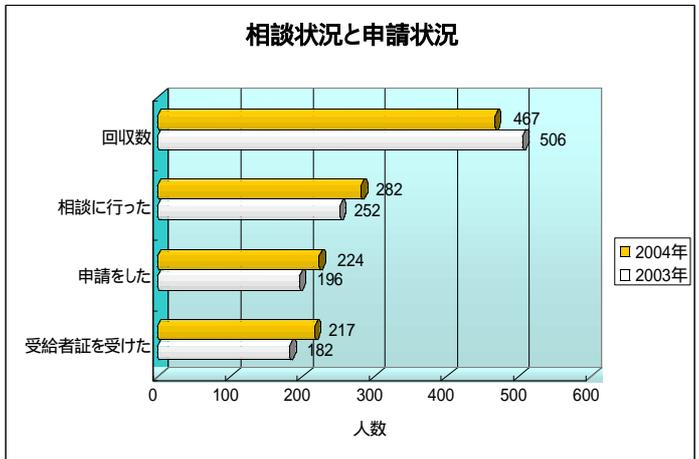
< 以下の割合は受給者証を取得した人に対する値 >

2. サービスの満足度

満足している	79 名	35.3 %
どちらとも言えない	87 名	38.8 %
不満である	50 名	22.3 %

3. 現在家庭で必要としているサービス、不足しているサービスの調査を新たにおこないました。

	必要としているサービス	不足しているサービス
身体介護	94 名	37 名
移動介護	109 名	57 名
家事援助	12 名	10 名
デイサービス	92 名	67 名
ショートステイ	131 名	91 名



支援費制度アンケート集計

4. 意見欄から

予想を超える多くの意見(435件)が寄せられ、制度スタートから2年目の今年は居宅支援費制度の利用が進んだようでしたがわかりました。予想をはるかに超えた利用増に国の予算が追いつかない状況です。また、申請を受け付ける各市町村の窓口の対応も昨年と違ってきているようです。

支給内容では 身体介護 108時間/月、移動介護 150時間/月、家事援助 31時間/月、ショートステイ 20日/月がそれぞれ最高の支給時間になっていました。また居宅支援の合計が月に100時間を超えている人は6名で最高は160時間でした。

・窓口での対応に対する意見は101件でした。「とても対応が良く嬉しく思いましたが、うちは利用申請ができたのに友人はまるでダメだったなど、同じ埼玉でも、市によって大きく違いがあることに正直驚いています」「事業所がいっぱいなため、未だ利用できずにいることを伝えアドバイスをお願いしたが、事業所の一覧表をくれただけで、役所では、それ以上は入り込めないとの答えがありました」「利用に当たり、どのように利用し、そのためにどの位の時間が必要かをはっきりさせていったところ、よく理解していただき心強かった」「予算が足りないということで申請を蹴られてしまった」などで、丁寧に対応してくれる窓口が増えたが、事業所の具体的な内容の情報が提供されないというものでした。事業所の一覧を提示するだけで、事業所のサービス提供の状況を窓口が具体的に把握していないところが多く、具体的な情報提供を求める声が多数ありました。また、支給項目支給量に対する不平等感を訴える意見も目立ちました。

・事業所の数やサービスに対する意見は153件でした。「ショートステイやデイサービスがもっとできるようになって欲しい」「急に腰痛になって助けてもらいたい時、兄弟が病気になった時など、すぐに対応していただければと思います」「事業所のサービス(対応)



のきめ細かさが、支援費による利用者増加にともない質が若干落ちてきて残念です」「ショートステイの施設がとても少ないので、月に7日も受給はしてもほとんど利用しない」「医療的ケアに対応する事業所は全くない」「児童を対象にした事業所が少なすぎる」などで、圧倒的に多かったのはショートステイが利用できないというものでした。また、急な場合の対応、土日の利用、若いヘルパーさんの不足などでした。

・皆さんに知らせたい利用法に対する意見は36件でした。「母親の通院、入院時、本人の通院時の介護など」「学校卒業後のことも考え、社会性が身に付くよう願っています。その為にも家庭に留まらず、親ではないヘルパーと過ごしたり、出かけたりすることはとても大切であると考えます。ヘルパーさんと買い物へ行ったり、外食したり、公園へ行ったりと行動範囲も広がりました」「地域の訓練会と一緒に来てもらっている」「毎月児童デイサービスを利用している。長期休業がある月は利用できる日数を増やしてもらっている」「入浴サービスを週1回、月4回受けています。家の風呂を使って、衣類の着脱介助すべてをヘルパーさん2人が1時間で行ってくれます。子どもの身長ものび、体重も増え、ほんとうに助かります」などで、中にはショートステイを利用することで日頃ふれあいが少なくなりがちな兄弟のために時間を作り、相手をする事で情緒の安定を取り戻せたという例がありました。社会体験やコミュニケーションの力をつける意味で利用を進める意見が目立ちました。



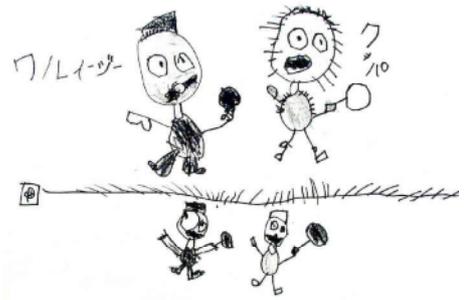
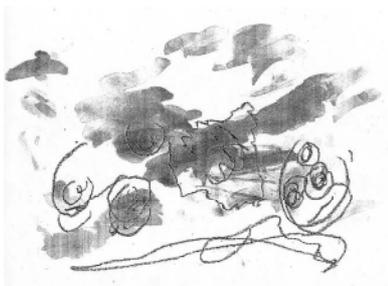
支援費制度アンケート集計

・支援費制度全体に対する意見は145件でした。「プール、映画など本人が本当に楽しみに思っている部分など、利用できる幅を広げて欲しい」「医療的ケアが対象になっていないので、せめて吸引や注入について支援費制度が対応できるようにして欲しい」「他市等も含め、支援費利用を母親の仕事のために使っている話を聞いてしまうと、とても疑問に思います」「児童を受け入れてくれる施設がもっと増えるような対策を行政もして欲しい」「各市により支給が違いすぎる」「身体介護ができる男性スタッフがいる事業所が少ない」「当事者のニーズに柔軟に対応できるサービスになっていない」「せっかくできた制度、上手にみんなが利用することで発展、継続していくものですから、利用者それぞれのニーズに合わせて積極的に利用すること、そして、勉強していくこと、個人の利用状況をオープンにしていくことが必要不可欠だと思います」などで、社会参加や余暇の利用に対する対応が市町村によって大きく違うと感じている意見が多くありました。また、昨年とはなかった意見ですが、利用する側の心構えを懸念する意見が目立っていました。

今回のアンケートから

肢体不自由養護学校に在学している児童生徒の居宅生活支援費の利用は昨年に比べて増えていることがわかりました。また、多くの意見から次のことが言えると思います。

1. 支援費制度が始まって1年半が過ぎたところですが、窓口での対応はよくなっている反面、具体的な事業所の情報が十分把握されてなく、情報提供が不十分であること。



2. 実際利用する段になって、緊急の利用に柔軟に対応してくれる事業所が少ないこと。
3. 近くに事業所がなく利用しづらいところが多いこと。
4. ショートステイが利用できる事業所が増えていないこと。さらに医療行為に対応できる事業所が極端に少ないこと。
5. 社会参加、余暇の利用についての解釈が市町村ごとに大きく異なり、支給項目と支給量に大きな隔りがあること。
6. 昨年よりも支援費の新規や増量が支給されにくい状況が各地に見られること。
7. 保護者のためでなく本人のための制度であるとの考えから、利用の仕方を見直し、より良い制度に向けて互いに学習し、努力することが大切だと考えている方が多いこと。

支援費制度が始まってから2年目ですが、すでに財政上の理由から介護保険との統合に動いていると聞いています。また、昨年10月には障害保健福祉施策の改革のグランドデザイン案が厚生労働省社会保障審議会から示されました。支援費のケアマネジメントや審議会の制度化による支給決定の仕組みの変更や公費医療負担の見直しなどがあげられ、どのような制度になるか目の離せない状況です。今後も注意深く推移を見守りたいと思います。

本委員会は昨年に引き続き居宅支援費の申請状況、利用状況を調査しました。障害者基本計画、彩の国障害者プラン21など新しい障害者計画に基づき、それに見合った福祉制度になるように願っています。

アンケートのご協力いただいた方々にこの場を借りてお礼申し上げます。さらに情報、ご意見をお持ちの方は巻末の各学校の編集委員へご連絡ください。



失敗する権利

「遊トピア」理事長 飯田 力
 〒360-0018
 埼玉県熊谷市末広1-64-2
 TEL/FAX 048-526-6760

地域に生きる



「リスクをおかすことの尊厳、それが自立生活運動のすべてである。失敗するかもしれない可能性なしには、障害者は真の独立と人間性の証、つまり良きにつけ悪きにつけ選択する権利を持つことにはならない」

(Dejong [1979]、障害者自立生活セミナー実行委員会編 [1983:114])

十数年前、私が自立生活プログラムやピア・カウンセリングを受講したときに、上記の言葉をたびたび耳にしたことを、今でもはっきり覚えています。

この言葉の意味を簡単に言えば、人は誰でも失敗することによって成長しますが、障害者、特に重度の人は失敗する機会を与えられておらず、精神的に成長できないことです。つまり、小さい頃から障害者は、「危ないからやめなさい」「あなたにできるわけがないでしょう」といった家族や教師、医師など周りの人の発言によって、物事に挑戦しようとする意欲をなくしてしまうことが多々あります。現状では、障害者に“失敗する権利”はないといっても過言ではないでしょう。

このような例は私の身近なところにたくさんあります。一例を挙げます。遊トピアが運営している心身障害者地域デイケア施設のスタッフ(利用者)で、脳性麻痺による重度障害を持つ女性がいます。この人は現在、電車、路線バスに独りで乗り、ヘルパーと一緒にライブ・コンサートに出かけるなど、電動車椅子を使って生活を楽しんでいます。しかし、このような生活が実現するまでには多くのハードルを乗り越えなければなりません。まず、長年その女性の介助をしていた両親、特に父親が電動車椅子使用に強く

反対していたことでした。ところが、数年前に父親が病死したことを境に、その人自身と遊トピア関係者が母親を説得して、電動車椅子操作の訓練を始めましたが、訓練の過程でハプニングが次々にありました。駐車している車に追突したり、横断歩道を渡っているときに車と接触しかけたり、停車中の電車のドアからホームに転落しそうになったり……と、トラブルの連続でした。

上述したような失敗の積み重ねがその人の現在の生活をもたらしたわけです。

以上の例から明らかなように、もっとも大切なことは物事を成し遂げようとする意志であり、うまくいけば成功し、そうでなければ失敗するだけのことです。そのような意志を持たずに最初から諦めてしまうことは即ち、無気力・無関心なのです。

「失敗は成功の基」という諺があります。障害のある人もない人も“失敗する権利”を大いに行使しようではありませんか!!



地域に生きる

心身障がい者地域デイケア施設

自立工房 山叶本舗

施設長 浅賀 碩子 さんに聴く



< 自立工房 山叶本舗 >
〒 368-0053 秩父市久那1629
0494-23-4871

平成16年4月1日「自立工房 山叶本舗」(秩父手をつなぐ育成会が運営主体・定員10名)が秩父市久那に開所しました。この施設は荒川の西岸の小高い丘陵(ミューズパーク)の麓に位置し、周囲に田畑が広がり、のどかな環境に立地しています。そして、個人事業所「山叶本舗」から、デイケア施設に生まれ変わったユニークな施設です。

「自立工房 山叶本舗」に隣接する浅賀さんのご自宅にお伺いし、インタビューをさせて頂きました。浅賀さんの家は周囲に梅の木が植えてあり、生梅の生産農家だったそうです。昭和47年に生梅の生産から製品としての梅干し作りに切り替え、桑畑や空いている農地に梅の木を植え、梅干し製造を始めました。当時は13トン位の自前の梅を加工し、秩父盆地の中だけに梅干しを出荷していました。そのうち販路を拡大し、生梅

を30トン漬け込むようになったそうです。そのため、人手も足りなくなり、近所の方々にお手伝いに来てもらっていました。そして、今から8年前に秩父養護学校高等部の生徒さんを、現場実習で引き受けるようになったとのこと。また、秩父養護学校主催の就労支援会議にも出席したりして、障がい者の就労について関心を抱くようになったそうです。今、浅賀さんの子どもたちは他に就職していて、この家業を継いでいません。そこで、将来すべて廃業にするのも惜まれるので、何か良い方法はないものかと養護学校の先生と秩父手をつなぐ育成会に相談し、「自立工房 山叶本舗」を立ち上げることになったとのこと。4月当初は8名の利用者でしたが、現在は18才から33才まで10名(男子5人、女子5人)の利用者と5名の指導員(施設長を含む)で運営しています。利用者の障がい種別では、知的障がい者が9名・肢体不自由者が1名で、取材にお邪魔したとき肢体不自由の方は、梅干しをパックに詰めて重さを量る工程を手際よく、真剣なまなざしでこなしていました。今年は生梅を10トン増やし、40トン漬け込んだそうです。当然、生梅を全部自給することは無理なので、他県からも取り寄せているそうです。利用者の作業も、生梅の栽培・畑の管理・収穫・漬け込み・天日干し等製品作り、そして、梅干しの





地域に生きる

パック詰めやラベル貼りなど、できることから少しずつ関わられるように工夫してきたそうです。そして、利用者同士が励まし合い、声をかけ合って明るい雰囲気で作業ができる場面が多々あり、支え合いの大切さを痛感したそうです。

さて、利用者にも今の気持ちを聞いてみましたので紹介します。「楽しいことは、梅干しのパック詰めや休憩時間にみんなとおしゃべりすること。大変なことは、夏の暑いときにビニールハウスの中での“梅返し”。うれしいときは給料をもらったときですね。また、他の企業でも働いてみたい。」こんな声が聞かれました。通勤は基本的には自主通勤ですが、地域性から7名は施設の送迎車を利用しているそうです。なお、給与規定については、時給150円から400円までの幅で算定しているとのことでした。浅賀さんは「自立工房 山叶本舗」の名前が示すように、「自立をめざして仕事の基礎を学ぶ場」と考えており、将来的には利用者が一般企業へ就労できるようにステップアップしていくことを望んでいるようです。そして、一般事業所の厳しさを保ちつつ、ディケア施設としての機能も生かして、活力ある生産活動が展開されています。また、来年度から定員を15名に増やす計画があるとのことでした。

施設長の浅賀さんは、思いやりのあるやさしい感じの方で、利用者の皆さんからとても好かれていました。そして、作業の時だけでなく、日常生活の中でも、お母さんのような存在なんだなあと感じました。

<文責 秩父養護 新井力也>



ビニールハウスの中で梅返し



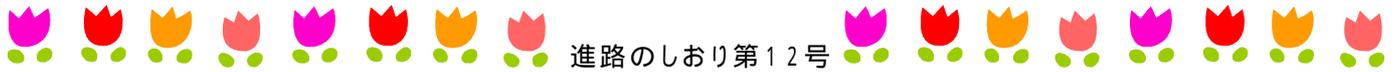
梅干しの計量



肢体不自由の利用者さんも一緒にパック詰め

* 秩父地域では「障害」を「障がい」と表現するようにしていますので、このページにつきましては、「害」の字をすべて「がい」と表記させて頂きました。





地域に生きる

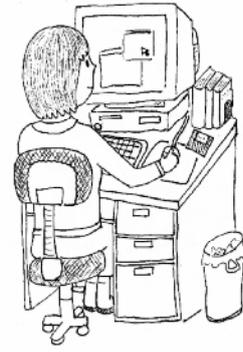
一人暮らしへの道

卒業生の遠山真一郎さん(進路のしおり8号、10号で掲載)が一人暮らしを始めて3年が経ちます。現在も多くの人たちに支えられて一人暮らしを続けています。本校では彼の成功を契機に、「一人で暮らしたい」「自分の力で生きてみたい」とそのような声が生徒から聞かれるようになりました。そこで、遠山さんの暮らしに関わっている方々のお話を参考にし、一人暮らしを実現するための条件を整理してみました。

暮らしを支えるために先ず必要なものは「一定の収入」です。家賃・食費・光熱水費その他、最低でも月12万円から13万円は必要となるようです。それを、障害基礎年金(20歳以上)・特別児童扶養手当(20歳未満)等の福祉手当、さらに給料や工賃等で支払っていきます。ところが、そのような収入が期待できなかったり、それだけでは不十分な場合、単独で生活保護世帯になるという方法が考えられます。世帯分離をする理由を問われるなど、手続きに少々手間取ることがありますが、いったん認められれば必要な金額を受けることができます。

さらに「在宅福祉サービス」の利用が、生活面での大きな支えとなります。支援費制度の居宅介護として、身体介護・家事援助・移動介護・日常生活支援があります。さらに身体介護に関し、生活保護を受けている人については、他人介護加算として介護人を付けるための費用が支給されます。支援費制度以外にも、生活サポート事業やボランティア等の利用も考えられます。

昨年も卒業生(女性)がアパートでの生活を始めました。大家さんが指定事業所を兼ねるケア付きアパートでの生活で、一人暮らしの環境としては恵まれています。大家さんの支えや福祉制度の活用で日々の生活を維持していますが、まだ一人暮らしを始めたばかりで地域に友人や



知り合いがほとんどなく、ヘルパーさん等援助者が付かない日や時間帯は独りぼっちで過ごすことが多くなります。人間関係の広がりが少なく援助してくれる人を増やさないと、制度にしばられ自分の暮らしの幅を狭めてしまいます。本人がいて周りの人がいて、そして制度が有効に使えるのです。

一方、遠山さんは在学中からみどり荘(生活ホーム)での体験入居を繰り返し、上福岡障害者支援センター21の活動等に参加し、彼や家族のことを考えそして支えてくれる多くの人達たちと出会い関係を作り深めていきました。彼の笑顔や性格は言葉以上のパワーを持ち、多くの人達を引きつけ強いきずなを作っていたのです。彼を支える人間関係の輪が次第に大きく豊かになっていきました。

以上のように、地域社会で生きていくためには、「一定の収入」の確保と「在宅福祉サービス」の利用が欠かせませんが、実際にはお金や制度利用だけではカバーしきれない部分が出てきます。そこで、それらを生かし有効に使うためには、「周囲の支え」が絶対に必要となります。そのためには、所属する場所を持ち、社会の一員・地域の一員として人間関係の輪の中で生きていくことが、何よりも大切になってくるのです。

<文責 日高養護 原澤宣雄>

自立生活や一人暮らしについて関心のある方は、下記まで問い合わせみてはいかがでしょうか。

- ・上福岡障害者支援センター21
0492-64-5497
- ・(社)埼玉障害者自立生活協会
048-738-3535





あずまえん

東園自動車教習所

〒 352-0023

埼玉県新座市堀ノ内 2 - 1 - 46

048-481-2711

施設紹介

夏休み終わりの8月31日、台風一過の風の強い日に見学に行きました。施設は昭和58年に、現在の新座市に移転した当時の建物でかなり年季の入っている印象でしたが、障害をもっている方々が教習を受けておりました。食堂、風呂、居室を見学させてもらうと狭い空間を上手に使用しており、食堂の職員の方が明るく挨拶してくれました。

教習用の自動車は障害に応じた改造を施したものもありましたが、こちらはどの車も新車でした。障害が重いために無理だとあきらめていた方が、適性検査に合格して免許を取得しているそうです。

入所ができるかは、鴻巣の運転免許センターで適正相談(判定)をもらうことが条件になります。3ヶ月間入所して訓練を受けて免許を取るようになりますが、一番難しいのは学科試験だそうです。50問試験で45問以上の正解、90点以上が求められます。時間の延長もないそうです。教習生は暑い中でも真剣にハンドルに向かっていました。



あさか向陽園

身体障害者入所授産施設

身体障害者通所授産施設

知的障害者通所授産施設

〒 351-0013

埼玉県朝霞市膝折上ノ原 2-13

048-466-1411



東武東上線朝霞駅から徒歩15分程度で都心にも近いわりに、周りには緑や広い空き地がある環境のいい場所でした。入所、通所のほとんどの人が日常生活動作について自立していて、園内で

行われる訓練、生産活動で工賃としての収入を受け取っているそうです。入所している人は埼玉県全域から来ており、週末には自宅に戻る人も半数ほどいるそうです。工賃は能力に応じて低い方は3000円から、高い方は、12万から13万円稼ぐ人もいます。仕事は**プリント工房**(文集や報告集等の冊子パンフレット・ポスター・名刺・年賀はがきなどをレイアウトして印刷)・**加工科**(紙袋や自動車エンジン部品等の受託加工など)・**ハートソーイング**(エプロンや足ふきマットなどのオリジナルの製品縫製など)の3種類でした。

50人の入所生の40人が男性、10人が女性だそうです。居室は2人部屋と一部4人部屋、やや古い施設ということもあって狭い感じがしました。また入所の平均が50才を超え高齢化が進んでいるそうです。中途障害の方が多く感じでしたが、養護学校の卒業生も元気に働いていました。



医療的ケア

平成16年度 埼玉県肢体不自由養護学校における 医療的ケアを必要とする生徒数の調査から

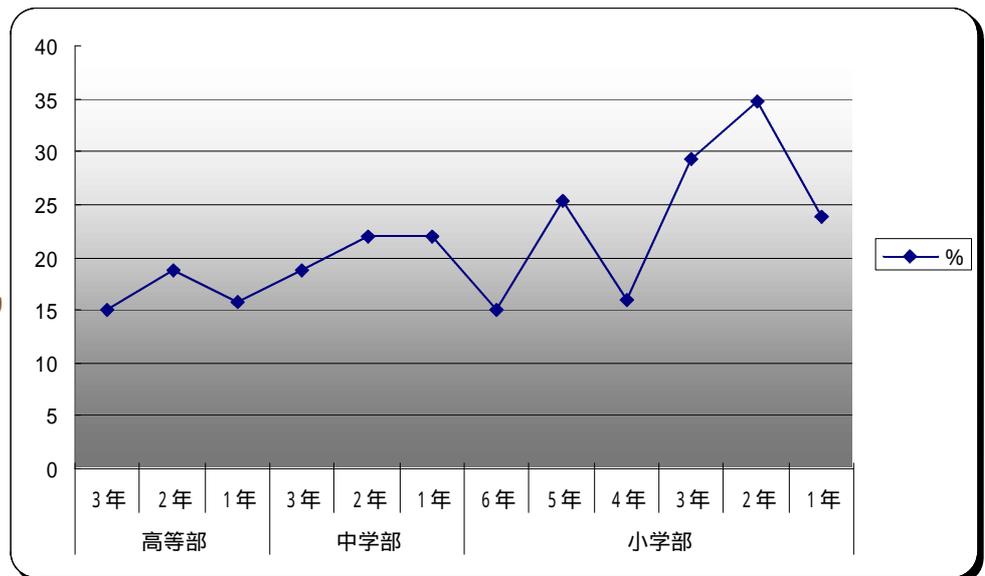
	学年	%	在籍数	医療的ケアを必要とする生徒数
高等部	3年	15.0	80	12
	2年	18.7	75	14
	1年	15.7	83	13
中学部	3年	18.8	69	13
	2年	22.0	59	13
	1年	21.9	73	16
小学部	6年	15.0	80	12
	5年	25.3	83	21
	4年	15.9	69	11
	3年	29.3	82	24
	2年	34.7	72	25
	1年	23.9	88	21
総合計		21.5	913	196

* 埼玉県肢体不自由養護学校(県内8校)に在学している生徒で、学校、家庭を問わず、医療的ケアを必要とする児童生徒数を調査したものです。

主な医療的ケア

- 経管栄養
(鼻腔留置による注入・胃ろう等)
- 吸引
(口腔内・鼻腔内・気管内))
- 吸入
(酸素吸入・ネブライザーによる吸入)
- 人工呼吸器の使用
- 気管切開部の管理

医療的ケアを必要とする児童生徒数の在籍数に対して占める割合(%)





デイセンターさくら草での取り組み

さくら草の会 施設長 山本 宏

医療的ケア



デイセンターさくら草

〒 336-0022

埼玉県さいたま市南区白幡 5-11-16

048-866-5098

食事前に食道下部まで、チューブを入れ痰を吸引する。Aさんはすっきりし、食事が摂れる。全身の緊張が、胃を圧迫し逆流を起こし、食道炎を頻繁に起こしていた。食道壁が胃液で焼かれ、胃の入り口が狭くなり、そこに痰が溜まりやすくなっている。また、首が座らず閉塞しがちな気道に痰がからむと、呼吸が苦しくなり、足をバタバタさせて訴える。痰を吐き出す力も弱く、痰の吸引は日常的に不可欠な行為となった。

親が四六時中、子の傍らにいることは現実的に不可能であり、またそうすべきではない。医療的行為が必要な人も、年相応に生きたいと願っている。子の自立、親の人生の全うは離れて暮らすことができこそ成就する。

介護場面で関わりがある医療的行為は、生活行為の範疇と思われる爪切りにはじまり、服薬管理、薬の塗布、血圧測定から座薬、経管栄養、痰の吸引等医療知識と技術が必要で、素人が行うには生命を脅かす危険な行為までと幅広い。しかし、その範囲は厚生労働省でも裁判の判例や、出された通知によって判断するしかないなど、明確に示されていない。

医療的行為は、ALSの患者に対する吸引が緩やかになり、養護学校でも限定三行為が生活行為として認められる流れになってきている。医療行為が必要なところには、看護師を

配置し、生活行為として行っても良い医療的行為の業務を明確にし、それを行うための教育制度等、法的な整備をしていく必要がある。

さいたま市内の医療的ケアを必要とする利用対象者が通所しているデイケア3施設と、市内から通学している養護学校4校とで、デイケア施設が医療的行為を充実させ地域生活の拠点として、卒業後も受けとめられるようにしていこうと話し合いを重ねている。養護学校で始まったばかりの医療的ケアから学び、施設に看護師配置もしくは派遣等の施策は可能かとさいたま市障害福祉課とも話し合いを進めている。

先日、利用者の一人がようやく40日余の入院生活から経管栄養となって退院した。早速、病院で職員が本人と一緒に研修を受けてくることにした。制度化には時間がかかる。生きることからは待たない。できることから確かな実践を重ねていくことで、医療的ケアが必要な人でも地域生活ができる仕組みを制度化していこうと思う。



埼玉県内肢体不自由養護学校8校
高等部卒業生の進路状況

年 度	2001	2002	2003
就 労	1	2	1
訓 練	2	1	3
福祉法施設	41	49	35
地域デイケア	32	37	34
進 学	0	1	0
在 宅	3	10	6
計	79	100	79

[訓練]

国立職業リハビリテーションセンター
東京障害者職業能力開発校など

[福祉法施設]

療護、授産、更生施設
(含 県リハ) など

[地域デイケア施設]

県条例による小規模作業所
(定員6名から19名)

あとがき

今回は昨年度に続き、テーマ「障害の重い子の進路」として刊行されました。

卒業後の生活をより豊かにすることに焦点を合わせ、支援費制度、地域で生きる例、施設紹介、医療的ケア体制の整備などの課題を提供しています。

この「進路のしおり」は、今日的課題を足で稼いだ貴重な情報から分析されており、保護者、行政、学校関係者など各方面で活用されることを期待しています。

刊行に至るまでの各校の進路担当者のご尽力に深く感謝申し上げます。

(埼玉県立和光養護学校長 佐々木 巖)

すでに12号を迎えた「進路のしおり」ですが、毎回思うのはどのように役立ててもらえるかということです。様々な実践の紹介や施設の紹介を通して、よりよい生活のための参考になればと思う反面、ミスリードになってしまうかと悩みながら編集してきました。特に支援費制度については社会体験・社会参加につながる利用をして欲しいとの考えがあり、アンケート項目作成や意見集約に苦慮しました。また、今回の飯田さんの「失敗する権利」は精神的にタフでない生徒が多い中で、改めて失敗することの大切さを教えられた思いがしました。

しおりの作成にあたり原稿を寄せていただいた方々はもとより、アンケートに答えていただいた大勢の方々の協力に改めてお礼申し上げます。なお、記事に対するご意見、問い合わせは各校の編集委員までお願いします。

(編集委員 高本)

「進路のしおり」第12号

発行日 2005年3月15日

< 編集・発行 >

埼玉県高等学校進路指導研究会障害児教育部会
・肢体不自由養護学校小委員会

埼玉県肢体不自由養護学校進路指導研究会

高本 浩次	県立和光養護学校 048-465-9770
石川 岳男	県立宮代養護学校 0480-35-2432
原澤 宣雄	県立日高養護学校 0429-85-4391
蓮沼 祐二	県立川島ひばりが丘養護学校 049-297-7753
半田 清雄	県立熊谷養護学校 048-532-3689
新井 力也	県立秩父養護学校 0494-24-1361
岩沼 良純	さいたま市立養護学校 048-622-5631
卜部 郡司	県立越谷養護学校 048-975-2111

表紙絵 村山花帆 さん(さいたま市立養護学校)
カットは各校の児童・生徒の皆さんにご協力いただきました。ありがとうございました。

協賛 埼玉県肢体不自由養護学校校長会

(印刷所) 「株式会社 エル・アートデザイン」

〒361-0023 埼玉県行田市長野635

TEL 048-555-0551(代) FAX 048-553-2348